

- 二 在宅がん医療総合診療料の施設基準
  - (1) 在宅がん医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。
  - (2) 緊急時の入院体制が整備されていること。
- 三 削除
- 四 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の施設基準等
  - (1) 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する疾病等
  - イ 別表第七に掲げる疾病等
  - ロ 別表第八に掲げる状態等
  - (2) 在宅患者訪問看護・指導料の注 2 及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2 に規定する施設基準
  - (3) 緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。
  - (4) 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する長時間の訪問を要する者
    - イ 十五歳未満の小児であつて、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注 1 に規定する超重症の状態又は超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注 2 に規定する準超重症の状態にあるもの
    - ロ 別表第八に掲げる者
  - ハ 医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行うつ必要を認めたる者
  - (5) 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する状態等にある患者
    - 別表第八に掲げる者
    - (4) 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する状態等にある患者のうち重症度等の高いもの
    - (5) 別表第八第一号に掲げる者
  - 四の二 厚生労働大臣が定める同時に複数の看護師等による訪問看護・指導が必要な者
    - 一人の看護師等による訪問看護・指導が困難な者であつて、次のいずれかに該当するもの
    - 別表第七に掲げる疾病等の患者
    - 医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行うつ必要を認めたる患者
  - (3) 別表第八に掲げる者
  - (4) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる患者
  - (5) その他利用者の状況等から判断して、(1)から(4)までのいずれかに準ずると認められる者(看護補助者の場合に限る。)
- 四の三 介護職員等略称等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者
  - (1) 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条第一項第二号及び第三号の規定による特別居宅介護サービス費の支給に係る同法第八條第二項に規定する訪問看護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第七項に規定する通所介護、同条第九項に規定する短期入所生活介護(医師が置かれていない場合に限る。)(又は同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護を行う者)
  - (2) 介護保険法第四十二条の三第一項第二号の規定による特別地域密着型介護サービス費の支給に係る地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。を行う者)
  - (3) 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護、同条第三項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第七項に規定する介護予防通所介護又は同条第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(以下「介護予防訪問介護等」という。))に係る指定を受けている者に限る。)
  - (4) 介護保険法第五十四条第一項第二号及び第三号の規定による特別介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護等又は同法第八條の二第九項に規定する介護予防短期入所生活介護(医師が置かれていない場合に限る。)(を行う者)

- (5) 介護保険法第五十四条の三第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (6) 介護保険法第五十四条の三第二項第二号の規定による特別地域密着型介護予防サービス費の支給に係る地域密着型介護予防サービスを行う者
- (7) 介護保険法第五十五条の四十五第二項第一号の規定による介護予防サービス(介護予防訪問介護等に限る。)(又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるものを行う者)
- (8) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第四条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同条第二項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業、同条第三項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業又は同法第四項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、同法第四十四条第一項に規定する基準該当居宅介護事業者、同法第四十八条第二項の重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者、同法第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者、同法第九十四条第一項に規定する基準該当生活介護事業者、同法第一百零八条第一項に規定する指定短期入所事業者(医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。)(同法第二百五十二条の二に規定する基準該当短期入所事業者(医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。)(同法第二百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者、同法第二百三十八条に規定する指定共同生活介護事業者、同法第二百五十六条に規定する指定自立訓練機能訓練事業者、同法第六十三條に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)事業者、同法第六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、同法第七十二条第一項に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)事業者、同法第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者、同法第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援 A 型事業者、同法第二百一一条第一項に規定する指定就労継続支援 B 型事業者、同法第二百一十三条第一項に規定する基準該当就労継続支援 B 型事業者及び同法第二百一十八条に規定する指定共同生活援助事業者)
- (9) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第百五十五号)第四条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者(当該事業を行う事業所が児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十三条に規定する児童発達支援センター)又は主として重症心身障害児(同法第七條第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。))を通わせるものである場合を除く。及び同法第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者(当該事業を行う事業所が主として重症心身障害児を通せるものである場合を除く。)
- (10) 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五條第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、同法第二十六項に規定する地域活動支援センターを運営する事業を行う者、同法第二十七項に規定する福祉ホームを運営する事業を行う者並びに同法第七十七條及び第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者(同法第五條第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、同法第二十六項に規定する地域活動支援センターを運営する事業を行う者及び同法第二十七項に規定する福祉ホームを運営する事業を行う者を除く。)
- 五 在宅患者訪問栄養食事指導料に規定する特別食
  - 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食
- 六 在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬
- 別表第九に掲げる注射薬
- 六の二 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料及び血糖自己測定器加算に規定する厚生労働大臣が定める妊娠糖尿病の患者であつて周産期における合併症の危険性が高い者(血糖の自己測定を必要とするものに限る。)